

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が本校に在籍する者どうし等、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【『いじめ防止対策推進法』より】

2 いじめ等に対応する基本方針

(1) (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われているいじめを認識しながら放置することがないように、学校教育全体を通じいじめ防止等のための対策を行う。

(2) (いじめ禁止)

生徒は、いじめを行ったり、放置してはならない。

(3) (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、被害者の立場を最大限尊重しつつ適切かつ迅速にこれに対処しさらに再発防止に努める。また、必要に応じて関係機関とも連携し指導する。

3 主な取り組み

(1) 未然防止

- ① 生徒の豊かな心と好ましい人間関係を築き、「いじめを生まない土壌づくり」を行うため、道徳教育・人権教育・体験活動・特別活動の充実を図る。
- ② 保護者並びに地域住民・関係機関と連携を図り、情報提供や広報活動を積極的に行う。
- ③ 教師がわかりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て自尊感情を高める。

(2) 早期発見

- ① すべての教員が、生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、情報を共有すること、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけ「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ② 学校生活アンケートを年3回・教育相談2回実施する。
- ③ 生徒や保護者の相談しやすい体制(スクールカウンセラー)を整備する。

(3) 早期対応

- ① いじめ問題を認知した教職員は、その時、その場で、いじめを止めるとともに、関係者に適切な指導を行う。あわせて、学級担任・生徒指導担当(いじめ対策チーム)に連絡し、校長に報告し、いじめ問題の解決に努める。
- ② 情報収集を綿密に行い、事情聴取を行う場合は、場所・時間等を配慮し子どもたちは別々の場所で聴き取りを行う。
- ③ 事実確認は、第3者からも詳しく情報を得て、原則、複数の教員で行い教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ④ 事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童には毅然とした態度で指導にあたる。
- ⑤ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であることを指導する。
- ⑥ 学校内だけでなく関係機関とも連携をとって解決にあたる。
- ⑦ いじめられている生徒、いじめた生徒双方にスクールカウンセラーや養護教諭等と連携をとり指導にあたる。
- ⑧ いじめが解消されたように見られても、折に触れ必要な指導を継続的に行う。

(4) ネット上のいじめの早期対応

- ① 学校での情報モラル教育を行い、家庭と連携し指導を行う。
- ② 保護者や地域に啓発活動を行うとともに、外部講師を招聘し、サイバー犯罪教室を開催する。

(5) 「いじめ防止対策委員会」の設置

- ① いじめの防止対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ② 当委員会は、校長、教頭、各学年の学年主任・生徒指導担当・不登校担当及び人権教育担当、SCをもって構成する。
- ③ 当委員会は、月1回、委員会を開催し、情報交換を踏まえて校内の状況把握に努めるとともに、「すべての生徒たちを、いじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない教育」を実践する上で主導的な役割を担うものとする。

(6) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、尼崎市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(7) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及び処置を適切に行うため、以下の項目を加え適切に事項の取り組みを評価する。

- ① いじめの指導に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。